

令和5年10月

お客さま各位

高鍋信用金庫

## インボイス制度への対応について

平素より高鍋信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

令和5年10月1日のインボイス制度（適格請求書等保存方式）開始に伴い、当金庫がお客さまから受領する各種手数料への対応につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 当金庫の適格請求書発行事業者登録番号

**T4350005001822**

#### 2. 営業店窓口等でお支払いいただく手数料について

- (1) 営業店窓口等で各種手数料（両替手数料、残高証明書発行手数料、融資関係手数料等）をお支払いいただいた場合は、インボイスの要件を満たした「領収書」等を発行いたします。
- (2) 当金庫が作成した振込依頼票にてお振込みをされた場合は、お客さまにお渡しする「振込金（兼振込手数料）受取書」、「預金払戻請求書による振込受付書（兼振込手数料受取書）」をインボイスとしてご利用いただけます。  
また、インボイスに対応していない振込依頼票（当金庫が作成していない依頼票等）にてお振込みされた場合は、お客さまからのご依頼に応じてインボイスの記載事項を追記いたします。

#### 3. 預金口座より口座振替等でお支払いいただく手数料について

インボイスの要件を満たした「インボイス管理票」等を発行いたします。発行を希望される場合は、お取引店の窓口へお申し出ください。

#### 4. ATM および両替機でのお取引について

発生する手数料が原則3万円未満となり、インボイスの交付が不要な「3万円未満の自動販売機および自動サービスにおける取引等」（自動販売機特例）に該当し、インボイスの発行はいたしませんのでご了承ください。

※ ご不明な点などございましたら、お取引店の窓口までお問合せください。

以 上